

入 札 説 明 書

平成 30 年度対策地域内廃棄物（廃タイヤ）
処分等業務（単価契約）

[全省庁共通電子調達システム対応]

福島地方環境事務所

はじめに

本業務の入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日

平成 30 年 5 月 9 日（水）

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官

福島地方環境事務所長 室石 泰弘

3. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 平成 30 年度対策地域内廃棄物（廃タイヤ）処分等業務
（単価契約）
- (2) 特 質 等 別添仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日より平成 31 年 3 月 29 日（金）まで。
- (4) 納入場所 別添仕様書による。
- (5) 入札方法 本件は、最低価格落札方式の入札である。

ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積るものとする。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

なお、本業務の入札は予定数量を見込んで算出した総価をもって入札金額とし、入札書の内訳に記載された単価をもって契約金額とする。

- (6) 入札保証金 免除
- (7) 契約保証金 免除

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 福島地方環境事務所から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成 28・29・30 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「その他」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者で、「東北地域」の競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (5) 福島県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 6 項に規定する産業廃棄物処分業（廃プラスチック類の中間処理（破砕））の許可を受けていること。
- (7) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (8) 現場説明会に参加した者であること。

5. 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、4.(4)に示す平成 28・29・30 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）の写しと、4.(5)を証明する登記簿の写し等及び 4.(6)を証明する書類の写し（以下「資格審査結果通知書の写し等」という。）を、9.(2)の提出期限までに提出しなければならない。ただし、資格審査結果通知書の住所が福島県内の場合は、登記簿の写し等は省略できる。なお、契約担当官等から当該資料に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6. 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒960-8031 福島県福島市栄町 11-25 AXCビル 6階
福島地方環境事務所

経理課 契約第二係 田中・熊谷

T E L : 024-573-7386 F A X : 024-573-0217

(2) 入札説明会の日時及び場所

開催しない。

7. 現場説明会（入札参加者必須）

(1) 現場説明会参加申し込み日時等

ア. 提出期限 平成30年5月16日（水）12時まで。

受付時間は、平日の9時から17時まで（持参の場合は、12時から13時を除く。）。

イ. 提出場所 6.(1)に同じ。

ウ. 提出方法 持参又は郵送。

エ. 提出部数 別記様式1を1部

(2) 現場説明会の日時等

平成30年5月17日（木）

集合時刻及び集合場所等については、7.(1)により申請のあった者に対して、平成30年5月16日（水）17時までに連絡する。

8. 入札に関する質問

(1) この入札に対する質問がある場合には、次に従い、環境省入札心得の様式6の質問書により提出すること。

ア. 提出期限 平成30年5月18日（金）12時まで。

受付時間は、平日の9時から17時まで（持参の場合は、12時から13時を除く。）。

イ. 提出場所 6.(1)に同じ。

ウ. 提出方法 持参又はFAXによって提出すること。なお、環境省が指定するアドレス（FUKUSHIMA-SAISEI@env.go.jp）宛てに電子メールで質問事項の送付を依頼する場合がある。

(2) (1)の質問に対する回答は、平成30年5月23日（水）までに下記の福島地方環境事務所ホームページにて掲載する。

福島地方環境事務所ホームページ>「調達情報」>

<http://fukushima.env.go.jp/procure/index.html>

9. 資格審査結果通知書の写し等の提出期限及び提出場所等

(1) 提出部数 各1部

(2) 提出期限及び提出場所

提出期限 平成30年5月24日（木）12時まで。
受付時間は、平日の9時から17時まで（持参の場合は、12時から13時を除く。）。

提出場所 6.(1)に同じ。

(3) 提出方法

- ア. 資格審査結果通知書の写し等を、別記様式2の書面を添えて提出場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること（提出期限必着）。いずれも電話又はFAXによる提出は認めない。
- イ. 電子入札方式による入札参加者は、資格審査結果通知書の写し等を持参又は郵送する他に、別記様式2のみを、電子調達システム（GEPS）により提出するものとする。
- ウ. 理由の如何によらず、資格審査結果通知書の写し等が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。

10. 資格審査結果通知書の写し等の審査

提出された資格審査結果通知書の写し等は、環境省において記載内容を審査し、合格した資格審査結果通知書の写し等に係る入札書のみを落札決定の対象とする。審査結果の可否については、平成30年5月29日（火）17時までに提出者へ連絡する。

11. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成30年5月30日（水） 10時30分
場所 福島県福島市栄町11-25 AXCビル5階
福島地方環境事務所 入札室

(2) 入札書の提出方法等

ア. 電子調達システム（GEPS）による入札の場合

電子調達システムにより環境省入札心得に定める様式2を9.(2)の提出期限までに提出し、その後、入札書を11.(1)の日時までに提出するものとする。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式3による書面を9.(2)の提出期限までに提出すること。

また、環境省入札心得に定める様式1による入札書を11.(1)の日時及び場所に持参すること。電話、FAX又は郵送等による提出は認めない。

なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

入札書は環境省入札心得の様式1にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（「支出負担行為担当官 福島地方環境事務所長 殿」と記載）及び「平成30年度対策地域内廃棄物（廃タイヤ）処分等業務（単価契約）の入札書在中」、「平成30年5月30日10時30分開札」を記載して、提出すること。

参加人数は原則1社1名とする。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

エ. 入札参加者は、入札書の提出をもって誓約事項（環境省入札心得の別紙様式）に誓約したものとする。

オ. 入札の辞退を行う場合は、電話及びFAX（押印済の入札辞退届（環境省入札心得に定める様式5））で入札の辞退を申し込むとともに、すみやかに書面又は電子調達システムにより入札辞退届を提出すること。

カ. 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

（3）入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

12. 落札者の決定方法

入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最も低い価格で入札した者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするときがある。

なお、調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。

13. 低入札価格調査の実施

入札の結果、予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない価格で応札し

た者に対しては、開札の後、速やかに予決令第 86 条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

(1) 資料の提出について

ア. 提出期限 平成 30 年 6 月 5 日（火） 12 時まで
受付時間は、平日の 9 時から 17 時まで（持参の場合は、12 時から 13 時を除く。）。

イ. 提出場所 6.(1)に同じ。

ウ. 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）。

エ. 提出部数 5 部

オ. 調査表 担当者より別途指示する。

なお、提出された資料の修正・再提出は認めない。

(2) 低入札価格調査の基準割合

応札者の申し込みに係る価格が、10 分の 6 を予定価格に乗じて得た額に満たない額であること。

14. 暴力団排除に関する誓約

本業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。

15. その他

(1) 契約内容の履行確約

落札者は、契約内容の履行を確約しなければならない。

(2) 電子調達システム（GEPS）の操作及び障害発生時の問い合わせ先

全省庁共通電子調達システムホームページアドレス

<https://www.geps.go.jp>

電子調達システムヘルプデスク 0570-014-889（ナビダイヤル）

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、6.(1)の場所に連絡すること。

環境省入札心得

(物品役務 最低価格落札方式：単価契約)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式3による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本業務の入札は仕様書に記載の数量を見込んで算出した総価をもって入札金額とし、入札書の内訳に記載された単価をもって契約金額とする。このため総価及びその内訳を必ず記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、別紙様式に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したも

のとして取り扱うこととする。

(2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官福島地方環境事務所長殿と記載）及び「平成〇年〇月〇日開札〔平成〇年度〇〇〇業務〕の入札書在中」と記載して、開札日時までに提出すること。

(3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式4による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙様式において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会がない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体。）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が入札の無効、契約の解除その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、環境省側の求めに応じ、当社及び当社が本業務の全部若しくは一部の処理を委託し、又は請け負わせようとする者すべての役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名（ふりがなを含む。）及び生年月日の一覧表。）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- カ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第59条第2号イからヲまでのいずれかに該当する者であるとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者及び放射性物質汚染対処特措法施行規則第59条第2号イからフまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者等」という。）を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受託者等（再受託者、共同事業実施協力者及び自己、再受託者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者等であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受託者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 福島地方環境事務所長 室石 泰弘 (以下「甲」という。)は、
(以下「乙」という。)と「平成30年度
対策地域内廃棄物(廃タイヤ)処分等業務(単価契約)」(以下「業務」という。)について、
次の条項により契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約単価(税込)は別表のとおりとする。

2 前項の税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに
地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約単
価に108分の8を乗じて得た額とする。

(履行期限及び納入場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 平成31年3月29日(金) ただし、同日前に本業務が終了したと甲が
認めた場合は、その時点で、業務を終了するものとする。

納入場所 福島地方環境事務所

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の禁止)

第5条 乙は、業務の処理を他人に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面
により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

2 乙は、対策地域内廃棄物の処理(収集、運搬及び保管。ただし処分を除く。)を第三
者に委託する場合は、別記に記載の者以外に委任し、又は請け負わせてはならない。

(監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行に当たって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、1か月ごとの業務を完了したときは業務終了報告書を作成、その旨を書面
により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格し
た後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。
この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日
から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、1か月ごとの数量を取りまとめ、数量に単価を乗じて得た合計金額を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に請求金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、前条第2項の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど

しているとき

- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受託者等に関する契約解除)

- 第13条 乙は、契約後に再受託者等（再受託者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第12条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

- 第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額（単価契約の場合は、契約金額に実施予定数量を乗じた額とする。以下同じ。）の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札

(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第15条 甲は、第12条第2項若しくは第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第12条第2項若しくは第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(表明確約)

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受託者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうロゴ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(かし担保)

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に隠れたかきを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かきを修補させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

(債権譲渡の禁止)

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令(昭和55年政令第22号)第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙

協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市栄町11-25 AXCビル6階
氏 名 支出負担行為担当官
福島地方環境事務所長 室石 泰弘

乙 住 所
氏 名

別記 対策地域内廃棄物等処理に係る再受託者

区 分	業 務 内 容
所在地 商号又は名称 代表者	

件名:平成30年度対策地域内廃棄物(廃タイヤ)処分等業務(単価契約)			
分類	項目	単位	単価(円) 【税込】
(直接経費)			
準備工			
作業計画		式	
現地調査		式	
運搬工			
積込費	ホイル付きタイヤ	t	
積込費	ホイルなしタイヤ	t	
運搬費	ホイル付きタイヤ	t	
運搬費	ホイルなしタイヤ	t	
重機回送費	重機の持込み・引上げ	式	
処分工			
処分費	ホイル付きタイヤ(有価分を差引、放射能管理費を含む。)	t	
処分費	ホイルなしタイヤ(有価分を差引、放射能管理費を含む。)	t	
(間接経費)			
管理費用			
線量測定	敷地境界及び保管場所周辺 5点/週	測点	
地下水測定	水質分析 1検体/月	回	
竣工報告書作成/2部		式	
打合せ(交通費を含む)		回	